## 米沢市立広幡小学校 いじめ防止基本方針

R 5. 4. 1

#### 1 はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳を保持することを目的に、学校、教育委員会、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

## 2 いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」第2条)

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

#### 3 基本方針

- (1) 家庭、地域との連携を図り、「いじめを絶対許さない」という共通認識に立ち、いじめの根絶を目指す。
- (2) 自他のいのちを大切にする子どもを育てる。
- (3) 子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくる。
- (4) いじめの未然防止や早期発見及び解決のために本方針で定める取組を推進する。

### 4 いじめ防止のための取組

(1) いじめを許さない学校づくり

学校生活全般を通じて、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されない行為」であること、「いじめが心身に与える影響」について教え、学校全体にいじめを許さない雰囲気の譲成を図る。

- (2) 「いのちの教育」の推進
  - ① 道徳の時間を要としながら、学校教育活動全体での豊かな体験活動を通して、道徳性の育成を図る。また、「心通うコミュニケーション週間」や「生と性の指導強化週間」の設定やJRC活動の充実を図り、自他のいのちを大切にする子どもを育てる。
  - ② 特別活動のねらいの中に生徒指導の3機能である「自己決定」「自己存在感」「共感的な人間関係」の視点を明確にし、子どもの自己有用感・自己肯定感を培う。
- (3) 教員の資質向上
  - ① いじめに関する研修を行い、すべての職員にいじめについての正しい理解を図り、子どもの変化に敏感に気付く力、子ども達の人間関係を慎重に見抜く危機意識を高める。けんかやふざけ合いであっても、子どもの感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。
  - ② 教職員の言動が子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払っていく。
- (4) 児童理解に基づくきめ細やかな教育の推進
  - ① 一人一人を大切にした分かる授業づくりを行う。
  - ② 一人一人が活躍できる集団づくりを進める。(お互いを認め合い、居場所のある学級経営の充実)
  - ③ 規律に関する指導を充実する。
  - ④ 定期的なアンケート調査及び個人面談による子どもの状況把握に努める。
  - ⑤ 子どもの変化を認識・共有する「子どもを語る会」を設定する。
- (5) 情報及び情報端末機器の取扱に関する教育の充実
  - ① 保護者に向けた情報モラルの基礎的な知識に関する情報を発信する。
  - ② 情報モラル教育の充実を図る。特に個人を特定した誹謗中傷は、いじめであることを理解させる。

- (6) 児童の主体的な取組
  - ① 児童会の活動を通して、「いじめのない、みんなが楽しい学校をみんなでつくろう」という意識を育てる。
  - ② 子どもが主体的に取り組めるように、教職員は支援する。
- (7) 新型コロナウイルス感染症関連
  - ① 子どもを語る会、教育相談等を意図的・計画的に行い、不安や悩みの早期発見・早期解決に努める。
  - ② 感染者等に対する偏見や差別によるいじめ防止のため、感染症に係る適切な知識を基に発達段階に応じた指導を行う。
- 5 いじめと判断された事案への対応について
  - (1) 早期発見及び重大事態の見極め
  - (2) 教育委員会への迅速な報告
  - (3) 重大事態ではないと判断した場合の対応
    - 早期対応
      - ◇いじめの被害者の保護

        ◇迅速に的確な事実確認

        ◇情報の提供と共有
      - ◇いじめの加害者への指導 ◇保護者への誠意ある説明と謝罪及び支援
      - ◇当該保護者間のトラブル未然防止の対応 ◇教育委員会への報告等
    - ② 組織的な解決
      - ◇教育相談・生徒指導体制の充実 ◇いじめ防止のための組織と機能
      - ◇医療機関・警察・市及び県の関係機関との連携等
    - ③ 再発防止の取組
      - ◇継続的観察と支援 ◇いじめのない学級集団づくり等
      - ・「いじめ防止対策推進法第23条(いじめに対する措置)」に従い、3~6項について確実に 実施する。
  - (4) 重大事態と判断した場合の対応
    - ① 調査の主体について、教育委員会による指示を仰ぐ。
    - ② 調査の主体が学校の場合、調査組織を設置し、組織を構成する。
    - ③ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
    - ④ いじめを受けた子ども及びその保護者に対しての適切な情報提供を行う。
    - ⑤ 調査結果を教育委員会に報告する。
    - ⑥ 調査結果を踏まえ、必要な措置を実施する。
    - ⑦ 再発防止に向けた継続的な指導及び支援を行う。
  - (5) 継続的な指導に関する報告
  - 6 重大事態への対応について

(自殺を図った場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等)

- (1) 調査組織の設置と調査の実施
  - ① 「いじめ防止対策推進法」28条

いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、また、児童等が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、重大事態への対応、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。(「重大事態対応フロー図」に基づいて)

② 組織の構成

学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ調査委員会」を開催し、事案に応じて米 沢市教育委員会の指導や適切な専門家を加えるなどして対応する。

### (2) 重大事態の対応

調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

# 【重大事態対応フロー図】

## 教育委員会へ重大事態の発生を報告(校長)

教育委員会が調査の主体を判断 → 教育委員会が調査主体となる場合が有

# 学校が調査主体と判断され指示された場合

- □校内に重大事態の調査組織「いじめ調査委員会」設置
  - ※組織の構成については専門的知識を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- □事実関係を明確にするための調査を実施
  - ※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
  - ※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。
- □いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供
  - ※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
  - ※調査にあたって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や 保護者に説明をする。
- □調査結果を教育委員会に報告
  - ※要請があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査報告書 に添付する。
- ■調査結果を踏まえた必要な措置
  - ※調査結果を踏まえ、再発防止にむけた取組を検討し、実施する。
  - ※再発防止に向けた取組の検証を行う。

### 7 学校の取組に対する検証・見直し

「いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、常に見直し、実効性のある取組となるように努める。

附則 この方針は、平成31年4月1日から適用する。